

さぬき市 空き家リフォーム 支援事業

移住・定住支援と地域経済活性化を目的に
空き家のリフォーム及び家財道具の処分にかかる
費用に対し最大 **110万円** を補助します。

さぬき市での
快適な暮らしを
応援します！



対象となる住宅

- ◆ 「さぬき市空き家バンク」登録物件
 - ・過去に登録されていた空き家も含む（別荘は除く）

■空き家バンクとは？

空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報をさぬき市への移住を希望する人にインターネット等で紹介する制度で、空き家の有効活用を推進しています。

対象となる方

- ◆ 空き家バンクを通じて購入又は貸借した空き家の利用者
- ◆ 空き家バンクに登録している空き家の所有者

対象となる工事

- ◆ ① 空き家のリフォーム
(さぬき市内業者が施工する工事)
- ◆ ② 家財道具の処分
(さぬき市一般廃棄物処理業の許可を受けている業者を利用)

外壁の改修

屋根の改修

不要家財
道具処分

台所・トイレ・風呂等
水回りの改修や
設備改善

床板、畳の取り換え、
クロスの張り替え等

補助の内容

① 改修に要する経費

補助金額：補助対象事業費の 1/2 (上限 100 万円)

② 家財道具の処分に要する経費

補助金額：補助対象事業費の 1/2 (上限 10 万円)

※ 以下の事業は交付対象外です

- ・外構、車庫、倉庫等の改修工事
- ・住宅構造の改修工事に伴わない機器・備品等の購入及び設置工事
- ・庭木の剪定及び除草
- ・家電リサイクル法に基づく電化製品の処分
- ・その他市長が不適当と認めた工事

申請手続き

- ※ 予算に限りがございます。
補助申請を出される際には一度
市役所 都市整備課 にご相談ください。

- ◆ 交付申請書は、市のホームページからダウンロードするか都市整備課の窓口でお受け取りください。



お問い合わせ先： さぬき市役所 2階 建設経済部 都市整備課

住所 さぬき市志度 5385-8 電話 (087) 894-1113

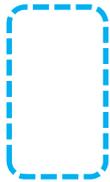
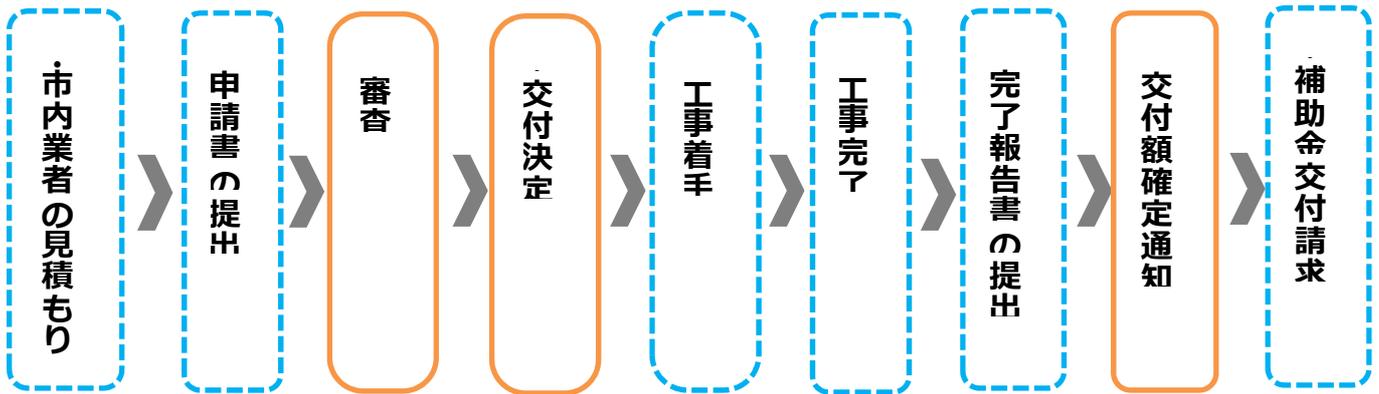
ホームページ

さぬき市空き家リフォーム

検索

裏面に続く⇒

補助申請の流れ



・・・申請者にさせていただくこと

《ご注意》

申込みを希望される場合は、必ず事前相談をお願いします。

着手後の申請は受け付けできません。



補助申請の条件

申請前のチェック表

チェックを入れてください

空き家を購入された方

- リフォーム工事を行った住宅に3年以上居住する見込みがある方
- 補助対象住宅の売買契約を締結した日から起算して2年を経過していない方

空き家を賃貸された方

- 補助対象住宅の賃貸契約を締結した日から起算して6か月を経過していない方
- 補助対象住宅に3年以上居住する意思のある方

空き家の所有者の方

- 補助金交付後空き家バンクに3年以上登録可能なもの
- 所有者が補助金の交付を受けてから、3親等以内の親族又はこれと同等と認められる方に売却又は賃貸しない住宅であること

全般

- 申請年度内にリフォーム工事が完了し、補助金の支払いが令和7年2月末日までに可能であること
- 過去に補助金（さぬき市住宅リフォーム補助金含む）の交付を受けていない住宅であること
- 国、県、本市等の他の助成制度による補助金を受ける場合はその補助金の対象経費を補助対象事業から控除します。
- 申請者及びその同一世帯に属する方が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと
- 交付申請は随時受付しますが予算の範囲内となります。予算がなくなり次第終了します。

